

令和3年第11回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年8月20日（金）
開会 15時01分 閉会 16時27分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
委 員 小寺 香里 委 員 山口 清一郎
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）石井 睦基
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）川野 眞司
体育保健課総括 藤原 直也
コミュニティ創生課長 坂本 光裕（以下、「コミ課長」という。）
コミュニティ創生課総括 安藤 正充（以下、「コミ総括」という。）
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第11回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の佐伯市教育委員会の会議録の承認を平井委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・佐伯市前副市長の公職選挙法違反に係る教育長の処分について

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時30分を予定しています。よろしくお願いいたします。

教育長 議事に入る前に、議案の追加について事務局から提案があります。

事務局 佐伯市前副市長の公職選挙法違反に係る関係職員の関与についての佐伯市職員懲戒審査会の報告を踏まえ、教育委員会職員の処分を行うため、「議案第33号佐伯市教育委員会職員の懲戒処分について」の議案を追加で提案させていただきます。議案は別綴じとなっております。よろしくお願いいたします。

教育長 議案第33号を議事に加えて進めていきます。

議 事

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第32号及び議案第33号は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第32号及び議案第33号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 それでは、議案第32号及び議案第33号は非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、はじめに公開による議事(議案第30号、第31号)及びその他(報告事項等)を行い、次に非公開による議事(議案第32号、第33号)を行いますので、よろしくお願いいたします。

【議案】

議案第30号 令和3年第6回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和3年度一般会計補正予算(第5号)
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市直川地区公民館赤木分館ほか4分館の指定管理者の指定の期間の変更について

議案第31号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

議案第32号 佐伯市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第33号 佐伯市教育委員会職員の懲戒処分について

教育長 それでは、議案第 30 号「令和 3 年第 6 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」のうち、「令和 3 年度一般会計補正予算（第 5 号）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 それでは、令和 3 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明いたします。別紙の令和 3 年度補正予算・予算説明書をご覧ください。今回の補正予算は、市全体で 419,287 千円の追加予算となっており、そのうち教育費につきましては、7 ページの一番下から 8 ページにかけてありますように 12,855 千円の追加予算となっています。それでは歳出の主なものについてご説明いたします。資料の 23 ページをご覧ください。中段にあります職員給与管理事業につきましては、後の方にも数か所出てまいります。内容が職員の人件費であり本庁総務課の所管となりますので、説明は省略させていただきます。このページの下段、区分 1 のさいき創生人材奨学支援事業の負担金補助及び交付金 467 千円は、今年度の奨学金返還支援の対象者の見込みが増えたことによる増額補正となります。次に 25 ページをご覧ください。上段と中段にあります小中学校のスクールバス運行事業につきましては、予算の増減補正ではなく、財源の更正を行うものです。次に 29 ページをご覧ください。上段の区分 1 の海洋センター管理費、需用費の 3,888 千円及び役務費の 18 千円は、上浦 B & G プールの光熱水費や消耗品、ボイラーの修繕費、プールの水質検査料などの予算を計上しています。下段の総合運動公園一般管理費の備品購入費 2,075 千円は、陸上競技場の検定を受けるにあたり、必要な備品である棒高跳び用マットなどの購入予算を計上しています。以上で、令和 3 年度一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

山口委員 大分バスの既定路線廃止に係る通学方法の整備が進んでいくのですか。

教総課長 10 月から大分バスの廃止により、コミュニティバスの運行に変わるようになりますが大きな影響はありません。定期バスを利用していた弥生や直川はコミュニティバスやスクールタクシーへ変更となります。

小寺委員 スクールバス運行以外の地域で学校までに距離があり、保護者が送迎している家庭へのガソリン代等の通学の方法に対し考えていかなければならないと思います。

教総課長 通学の補助に関しまして、一定のルール（小学生は 3 キロ以上、中学生は 4 キロ以上）により、保護者の送迎に対し、補助や定期券購入の補助等を行っております。通学困難での住居移転に対しては補助等は行っておりません。

教育部長 補足ですが、校区外就学の児童生徒に対する通学の補助は行っておりません。

岩佐委員 24 ページの幼稚園費の給与、手当がマイナスとなっており、他の事業にも同じようにマイナスがありますがこれは退職される方が多いということでしょうか。

教総課長 詳細は総務課が把握しており不明ですが、職員の異動に伴う調整だと思われます。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、次に「佐伯市公民館条例の一部改正について」を提案しますが、提案の前に、本条例改正は「地区公民館のコミュニティセンター化」に係る提案となっております。そこで本日は、コミュニティセンター化の担当課であります、コミュニティ創生課の課長と総括に来ていただいておりますので「地区公民館のコミュニティセンター化」の説明を受けたのちに、提案を行いたいと思います。

コミ課長 =あいさつ=

コミ総括 =コミュニティセンター化の概要説明、質疑=

社教課長 資料 2 ページをご覧ください。佐伯市公民館条例の一部改正についてご説明いたします。本議案は、市長部局の地域振興部コミュニティ創生課が策定しました「佐伯市地域コミュニティ推進指針」及び「佐伯市総合計画」に基づき、同課が「新たな地域コミュニティの構築」として取り組んでいる施策に伴う条例改正でございます。具体的には、佐伯市内にございます公民館 25 館及び分館 15 館を、住民主体による自発的な取り組みと行政との協働による地域づくりを進めるための新たな地域コミュニティ組織の活動拠点施設に移行させるものでございます。詳しいことについては、先程コミュニティ創生課よりご説明申し上げましたが、全てを一度に移行させることは困難でございますので、モデル地域として 4 地域を選定し、令和 4 年度から組織の立ち上げを進めていくものでございます。そのモデル地域に選定されましたのが、青山、西上浦、宇目、直川の 4 地域でございます。同地域の公民館及び分館を来年 4 月 1 日で廃止し、同日コミュニティセンターへ移行させるための条例改正案でございます。資料の 4 から 5 ページには条例改正前後の施設について（公民館 4 館と分館 5 館の廃止）、6 ページから 18 ページにつきましては、同様に施設の使用料についての改正箇所を資料として添付させていただいております。改正に伴い項が削除されますので、改正後の条例では番号が繰り上がった形になっております。なおこの議案は、「佐伯市の議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条に該当する施設ですので、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の同意が必要となる議案となりますので申し添えます。以上で佐伯市公民館条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、次に「佐伯市直川地区公民館赤木分館ほか4分館の指定管理者の指定の期間の変更について」を提案しますので、川野社会教育から説明いたします。

社教課長 資料19ページをご覧ください。佐伯市直川地区公民館赤木分館ほか4分館の指定管理者の指定期間の変更についてご説明いたします。本議案は、直川地区赤木、仁田原、横川、上直見、下直見の5分館の指定管理者の指定期間を1年間短縮するものでございます。5分館の指定管理期間につきましては、当初、平成30年4月1日から平成35年（令和5年）3月31日までの5年間となっておりますが、来年4月1日からの直川地区公民館のコミュニティセンター化に伴い、終期を令和4年3月31日に変更し4年間に短縮を行うものでございます。変更にあたりましては、別途指定管理団体と個別に協議を行い書面にて了解を得ているところでございます。なお、来年4月1日以降につきましては、別途コミュニティ創生課が指定管理者の指定を行う予定となっております。以上で、佐伯市直川地区公民館赤木分館ほか4分館の指定管理者の指定期間の変更についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員 センター化して新しい指定管理者が運営すると思いますが名前は「公民館」とは呼ばないでしょうか。

コミ課長 コミュニティセンターやコミュニティセンター分館になります。

教育長 それでは、議案第30号の承認についてお諮りいたします。議案第30号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第30号については、提案どおり承認します。

議案第31号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

教育長 それでは、議案第31号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたしま

す。

教総課長

別紙1をご覧ください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。この規定に基づき、教育委員会の承認を求めたものであります。この評価報告書の内容につきましては、令和2年度の実績が対象で、評価項目につきましては、平成29年3月に作成しました「さいきまなびプラン2017」に基づく施策について設定しております。「まなびプラン2017」では、「人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育」の創造を計画目標として、7つの分野を大きな柱に位置付け、その目指す方向を示しております。評価の方法につきましては、7つの柱を構成する22の施策ごとに、まず所管する課が自己評価を行い、その後、内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その報告について、資料の4ページの中段に記載されています5名の外部評価委員会から意見・助言をいただいております。外部評価委員につきましては、森崎委員、佐藤委員、田中委員の3名を新たに委嘱いたしました。外部評価委員の意見につきましては、50ページ以降に掲載をしております。評価結果につきましては、5ページにございます基準に基づき、AからDの4段階評価をしております。それでは、評価結果について、7つの柱の基本目標に沿って概要を説明させていただきます。6ページをご覧ください。まず、基本目標1の「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」については、主に学校教育課にかかわる内容で、7つの施策となっています。評価結果は、A評価が5項目、B評価が2項目となっており、外部評価委員からは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、継続的に児童生徒が健康で安全に登校できる環境を目指して欲しい。」などの意見がございました。次に、基本目標2の「信頼と協働による学校づくりの推進」については、地域とともにある学校づくり、学校施設も含めた安全・安心な学校づくり、豊かな学校給食の推進など5つの施策で、評価結果は、A評価が1項目、B評価が4項目となっています。外部評価委員からは、「学校給食の公会計化」を要望する声も聞かれました。次に基本目標3の「社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成」につきましては、社会教育施設の整備と活用、地域協育・地域協働の推進など4つの施策について、評価結果はA評価が2、B評価も2となっています。外部委員からは、公民館施設の改修要望や、校区コーディネーターを通じて、学校を訪れる機会が増え、子どもたちとふれあうことができありがたい、などの意見が出されました。次に4の「人権を尊重するまちづくりの推進」につきましては、「学校における人権教育の推進」「地域における人権教育の推進」とともにB評価でした。次に、5の「市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用」につきましては、施策1としてありました「文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり」の所管が、本庁の文化芸術交流課に移管したため、2の「文化財・伝統文化の保存・継承と活用」のみの施策となりました。評価はA評価で、外部委員からは、色々な歴史・文化施設の情報発信による集客

を望む声や、子どもたちが佐伯の文化財や歴史文化を守り、発展させるという気持ちや、子どもたちが佐伯の文化財や歴史文化を守り、発展させるという気持ちを培う取組を進めてほしいなどの意見がございました。次に、6の「健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興」につきましては、2つの施策ともB評価で、外部委員からは、児童・生徒数が減少する中、子どもたちが小中学校あるいは高校でスポーツに親しんで頑張っていけるような環境づくりに取組んでほしいなどの意見が出されました。最後の「市民に開かれた教育行政の推進」につきましては、教育委員会及び事務局の機能充実について、評価はBでございました。以上、まとめますと、22の施策のうち、A評価が9、B評価が13というような結果となりました。昨年度と比較し2項目についてAからBへ評価を下げ、1項目についてBからAへ評価を上げています。（※昨年A評価8、B評価15）以上で評価結果についての説明を終わりますが、詳細につきましては、報告書をご覧くださいと思います。よろしく申し上げます。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

山口委員 基本目標、4番目の「人権を尊重するまちづくりの推進」で令和元年度がA評価に対し令和2年度がB評価となっていますが、今、新聞やメディアでは今年度の小・中学生の自殺者が高く推移しているということで、人権に関わってくる、いじめやコミュニケーションなど、コロナ化での子どもたちの生活環境や学校環境の不安な状況を踏まえて、子どもたちのメンタリティを意識づけてA評価になるよう努力を行ってほしいです。

学教課長 委員ご指摘のとおり、コロナ化の中で子どもたちのメンタリティは非常に不安定な状況はあります。また、それを支える家庭も経済状況等が不安な要素がたくさんある状況の中で、子どもたちを支える大人が、しっかりとした環境を子どもたちに提供していくということが必要と考えております。今年度は特に子どもたちの教育活動の中に子どもたち同士が意見を交流できるような場を積極的取り入れていきたいです。

平井委員 これは報告書ですが、この中の問題点等はどのように解決するのですか。この報告で終わりですか。

学教課長 それぞれの課が対応するのですが「未達成の課題と今後の取組」を重点として、今年度の取組みに反映していきます。

教育長 この計画は10年計画で、来年は見直し時期になりますので、この課題等を踏まえてしっかり見直し、残り4年を取組み、次の計画に活かしていきます。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 なければ、議案第 31 号の承認についてお諮りいたします。議案第 31 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 31 号については、提案どおり承認します。

議案第 32 号 佐伯市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長 それでは、議案第 32 号「佐伯市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」提案しますので、川野社会教育課長から説明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

議案第 33 号 佐伯市教育委員会職員の懲戒処分について

教育長 それでは、議案第 33 号「佐伯市教育委員会職員の懲戒処分について」提案しますので、事務局から説明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

報告事項等

- ・ 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 11 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 27 分